

入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月10日

岩手県立前沢明峰支援学校
校長 田淵 健

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立前沢明峰支援学校給食調理等業務
- (2) 履行場所 岩手県奥州市前沢字田畠18番地1
- (3) 履行期間 令和7年4月10日～令和10年3月31日
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 業務概要 給食調理 調理、盛付、食器具の洗浄、消毒及び保管、厨房・設備等の清掃等
※詳細は別紙仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができます。

- (1) 岩手県内に本社、支店又は営業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 落札決定の日から起算して過去1年間に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反していないこと。
- (6) 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 前号の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等

に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

- (8) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（同条第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による県内での営業許可を有する者であること。
- (10) 学校給食法（昭和29年法律第160号）又は夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に規定する学校給食に必要な施設又は高等学校寄宿舎等の食堂の実施に必要な施設等での調理業務について、過去5年以内に2年以上の契約実績を有していること。
- (11) 調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師の資格を有し、過去10年以内に学校給食等業務に1年以上の経験を有する者を1名以上常勤で調理業務に従事させること。
- (12) 申請書等の提出月日から起算して過去2年間、食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (13) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

3 入札説明書及び競争入札参加資格確認申請書等の配布について

- (1) 入札参加希望者は、岩手県公式ホームページ(※)で配付する一般競争入札参加申請書に、次の関係書類を添えて、令和7年3月21日（金） 正午までに4に示す問い合わせ先に1部提出すること。

ア 契約実績届出書（様式第1号）

イ 技術者経歴書（様式第2号）

ウ 食中毒等の事故に関する申告書（様式第3号）

エ 食品衛生法による営業許可書の写し

オ 生産物賠償責任保険証書の写し

カ 商業登記簿謄本の写し

キ アに記載した契約実績を確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）

ク 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（昭和29年条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税の納税証明書をいう。）

ケ 業務従事者及び配置体制並びに衛生管理・危機管理につて（参考様式）

- (2) 申請書、関係書類等を審査し、入札参加資格を有すると認めた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、令和7年3月24日（月）までに入札参加希望者にファクスにより通知する。

※ 岩手県公式ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/>

(3) 提出された申請書等は返却しない。

4 入札に関する問い合わせ先

岩手県立前沢明峰支援学校 事務室

〒029-4208 岩手県奥州市前沢字田島18番地1

電話 0197-56-6707

5 入札及び開札の場所及び日時等

(1) 期日 令和7年3月28日(金) 午後 2時00分

(2) 場所 岩手県奥州市前沢字田島18番地1

岩手県立前沢明峰支援学校 応接室

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

岩手県会計規則(昭和32年岩手県規則第17号)第96条、第97条、第98条、第111条、第112条及び第122条の規定による。

7 その他必要な事項

(1) 本入札は最低制限価格制度を適用する。

(2) 調達手続の停止 令和7年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがある。

(3) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削減された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。また、当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(4) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約金額は、総価で入札に付すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とならないこと。

(7) 契約書の作成を要する。

- (8) 入札行為を代理人に委任する場合には、必ず委任状を提出すること。
- (9) 電信入札、郵便入札は認めない。
- (10) その他詳細は、入札説明書による。